

「横須賀市子育てガイド2024/2025」の協働発行に関する協定書（案）

横須賀市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、子育てに役立つ情報を市民へ分かりやすく提供するため、「横須賀市子育てガイド」（以下「子育てガイド」という。）の発行に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、官民協働の精神に基づき、協働して子育てガイドを製作し、乙より甲に納入するものとする。甲が確認の上受領することにより、この協定に基づく各々の役務を完了する。
- 2 甲及び乙は、この協定書に基づき、協定の内容を誠実に履行しなければならない。

（子育てガイドの製作等）

- 第2条 子育てガイドの発行年月、規格、数量等は、別紙仕様書のほか、甲乙協議の上決定するものとする。
- 2 甲又は乙の都合により仕様を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、仕様の変更ができるものとする。ただし、費用等が発生する場合は帰すべき各々が負担する。
- 3 甲は、子育てガイド作成に係る必要な情報を乙に提供するものとする。
- 4 乙は、子育てガイドに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、子育てガイドを製作するものとする。
- 5 乙は、子育てガイドの製作に要する費用を負担するものとする。ただし、甲が乙に提供する情報作成費用は、甲の負担とする。
- 6 甲は、子育てガイドに掲載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。
- 7 子育てガイドの校正作業は、甲乙が協力して行い甲の校了をもって製作するものとする。

（広告の販売等）

- 第3条 子育てガイドに掲載する広告の仕様及び内容は、法令及び「横須賀市広告掲載要綱」及び「横須賀市広告掲載基準」の内容を満たすものとする。
- 2 乙は、広告主を募るに当たって、協働を基本に甲と協力し、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。
- 3 乙は本協定の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（子育てガイドの発行に関する責任）

- 第4条 甲及び乙は、子育てガイドの発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- 2 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- 3 乙は、広告掲載者に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

（発行の見直し等）

- 第5条 子育てガイドは、協働を基本として実施するが、社会情勢の変動や甲又は乙の責めに帰する理由により、その発行に不適切な事情が生じた場合には、甲乙協議の上、発行の全部又は一部を中止することができる。

(電子書籍等への転用)

第6条 子育てガイド又は子育てガイドに掲載された情報について、利用者の利便性の向上を推進するため、甲又は乙に関連するWEB環境を用いた電子書籍等へ転用することができるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の帰属)

第8条 甲が提供する行政情報等は、全て甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。また、乙が製作する情報や広告は、乙に帰属し、甲が行う他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。
ただし、第6条に関連する場合は手続きを省略するものとする。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(協定の期間)

第10条 協定の期間は、協定の日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第11条 子育てガイドは、甲乙の信義誠実を基本として発行するが、この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲

乙